

妊婦健康診査費用追加補助券による払い戻し申請について

2025年(令和7年)7月1日以降に受診した妊婦健康診査については、未使用の妊婦健康診査費用追加補助券（追加補助券）でも費用の払い戻しを申請することができます。

1 払い戻し申請の注意事項

- 未使用の妊婦健康診査費用補助券（基本補助券）と組み合わせて申請してください。ただし、健診日に追加補助券を持参せず、基本補助券だけで受診した場合は追加補助券だけで払い戻しの対象になる場合があります。
- 妊婦健診14回（多胎の方は19回）を超えて受診した健診に対して、追加補助券による払い戻しはできません。
- 1枚の基本補助券に対して、複数枚の追加補助券を組み合わせて申請することができます。
- 1,000円未満の自己負担分に対しては、払い戻し申請はできません。
- 追加補助券では産婦健康診査費用の払い戻し申請はできません。

2 払い戻し対象例

①健診費用の実費分が基本補助券の「助成上限額」と「追加補助券記載の金額」の合計金額を上回る場合

【例：1回の健診費用が8,900円】

→ 基本補助券5,000円+追加補助券2,000円と1,000円で払い戻しが可能です。

健診費用：8,900円			
基本補助券：5,000円	追加補助券：2,000円	追加補助券：1,000円	自己負担：900円

- ※ 1,000円未満の自己負担額については、払い戻しできません。
- ※ 1回の健康診査に対して、複数枚の追加補助券を払い戻し可能です。
- ※ 上記の例の場合、追加補助券3,000円や1,000円×3枚などでも払い戻し可能です。

②健診費用の実費分が基本補助券の「助成上限額」を超え、かつ「追加補助券記載金額」に満たない場合

【例：1回の健診費用が7,700円で、手元に基本補助券（5,000円）と3,000円券の追加補助券のみが残っている】

→基本補助券5,000円+追加補助券3,000円（2,000円分）で払い戻しが可能です。

健診費用：7,700円		
基本補助券：5,000円	追加補助券：3,000円（2,000円分）	自己負担：700円

- ※ 1,000円未満の自己負担額については、払い戻しできません。

③基本補助券を医療機関で使用した妊婦健康診査に1,000円以上の自己負担が発生し、手元に追加補助券がある場合

【例：1回の健診費用が6,100円で、基本補助券5,000円を医療機関で使用済】

→追加補助券1,000円券1枚で払い戻し可能です。

健診費用：6,100円		
基本補助券：5,000円使用済		
	追加補助券：1,000円	自己負担：100円

- ※ 補助券を使用した受診分について、追加補助券分のみで払い戻しが可能です。
- ※ 1,000円未満の自己負担額については、払い戻しできません。